また、他の特色としては、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行い、さらに、直ちに法令違反とはいえないような取引についても幅広く注意を払うなど、証券監視委の他の重点施策である「包括的かつ機動的な市場監視」に努めていることが挙げられる。近年、不公正取引は、従来の流通市場における取引のみならず、発行市場に密接に結びついている取引が見受けられるところであり、幅広い角度からの情報収集や市場における様々な事象を多角的・多面的に分析する視点が不可欠となってきている。

第２　一般からの情報受付

１　情報の受付の概要

証券監視委では、資料・情報収集の一環として、一般から広く情報を受け付けている。

一般からの情報は、市場における投資者等の生の声であり、証券監視委の市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を行うに際しての端緒となる場合があるなど、有用性が非常に高い。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報の受付を行っている。

また、従来から政府広報や講演会において情報提供を呼びかけるなど、情報提供件数が増加するよう、積極的に取り組んでいる。

なお、金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用することはもちろんであるが、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることなどから、同協会の「証券あっせん・相談センター」等を紹介するなどの対応を行っている。

その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

２　情報の受付状況

証券監視委が平成20事務年度において一般から受け付けた情報は6,412件である。前事務年度（5,841件）と比較すると約１割増加し、平成４年の発足以来３番目に多い受付件数となっている。

情報提供手段の内訳を見ると、インターネット3,847件、電話1,253件、文書384件、来訪67件、財務局等から回付を受けたものが861件となっており、全受付件数の約６割をインターネットが占めている。

情報の内訳を見ると、個別銘柄に関するものが4,789件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが1,038件、その他の意見等が585件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものについては、相場操縦の疑いに関するものが最も多く、全受付件数の約３割（1,975件）を占めており、投資者の間では市場における価格形成に対しての疑念が多いことを示していると考えられる。その次に多いのは、風説の流布の疑いに関するもので、全受付件数の約１割（814件）を占めており、インターネットの掲示板等への根拠のない噂や投資判断などの書込みについての情報提供が中心である。その他、内部者取引や有価証券報告書等の虚偽記載の疑いに関する情報も多く寄せられている。

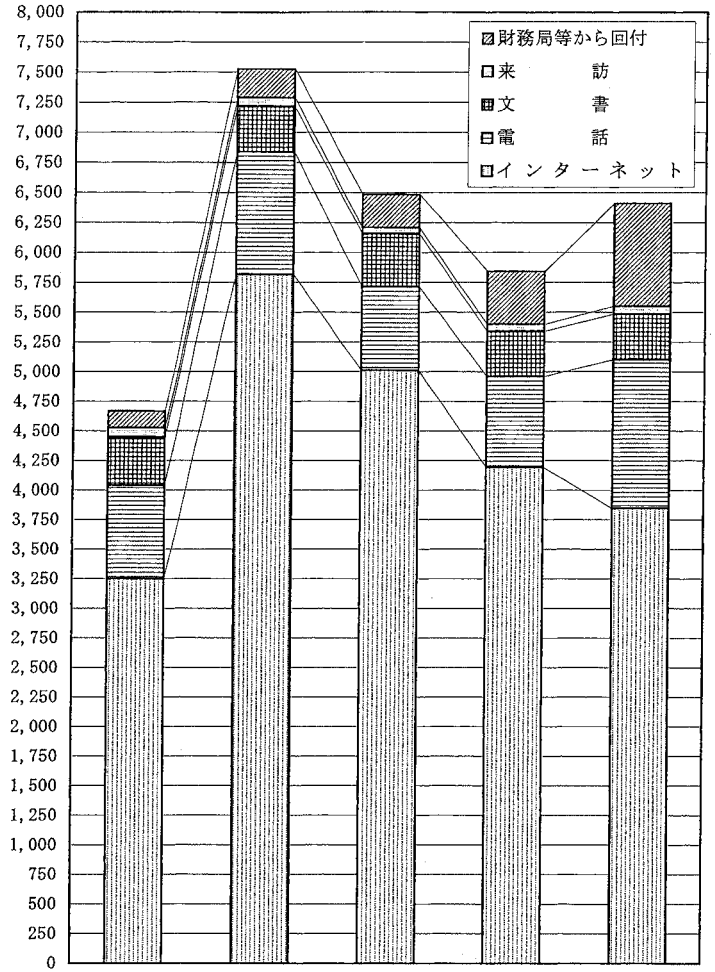
また、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものについては、無断売買や顧客の知識に照らして不当な勧誘など多様な情報が寄せられている。（詳細は別図参照）

《情報の連絡先》

郵　　送：〒100―8922 東京都千代田区霞が関３－２－１
　　証券取引等監視委員会事務局
　　市場分析審査課　情報処理係
代 表 電 話：03―3506―6000（内線3091、3093）
直 通 電 話：03―3581―9909
Ｆ　Ａ　Ｘ：03―5251―2136
インターネット：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

（別　図）

情報の受付状況



（件）

	16年７月～17年６月	17年７月～18年６月	18年７月～19年６月	19年７月～20年６月	20年７月～21年６月
インターネット	3,251	5,815	5,011	4,193	3,847
電　話	787	1,022	702	766	1,253
文　書	408	377	443	381	384
来　訪	80	73	50	58	67
財務局等から回付	143	239	279	443	861
合　計	4,669	7,526	6,485	5,841	6,412